

自家用電気工作物の保安管理業務委託仕様書

1. 件 名 甲府市山宮福祉センター（外4箇所）自家用電気工作物保安管理業務

2. 実施場所 別紙1参照

3. 対象電気工作物 別紙1参照

4. 委託期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日

5. 委託業務内容

電気事業法第42条第1項の定めによる、自家用電気工作物の保安規程の作成、定期点検、維持管理等の業務を委託する。委託する保安管理業務の範囲は、次のとおりとする。

（1）受変電設備の維持管理、定期点検

1）電気工作物の点検、測定及び試験は、原則として下記によって別紙2「点検項目」のとおり行うものとする。

①月次点検

施設の点検、測定及び試験を年6回（隔月1回）行うものとする。

②年次点検

施設の点検、測定及び試験を年1回行うものとする。点検日は別途協議の上決定するが、停電時間は4時間以内とする。

なお、変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルについては、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領(内規)」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること。

③臨時点検

必要に応じて施設の点検、測定及び試験を随時行うものとする。

2）電気使用合理化等に対するアドバイスを適宜実施すること。

3）業務の履行にあたっては、労働安全衛生法等関係法令に基づいて業務を行うものとし、対象設備を把握のうえ、業務実施に必要な安全対策を自ら確立すること。

4）緊急時の対応として、電気事故・故障が発生した場合、昼夜を問わず24時間対応で応急処置をするものとし、各施設への対応については、別紙3「委託事業場別緊急時対応時間表」記載の対応体制を確立すること。

5）災害時の対応として、台風、集中豪雨等の地域的な災害時には、組織的に事故対応を行うこと。

6) 絶縁監視装置の設置

- ①電話回線等を利用した絶縁監視装置を設置し、24時間絶縁状態を監視すること。
- ②絶縁監視装置が発報した場合は、速やかに対応すること。(緊急時の対応に準ず)
- ③警報発報に伴う出動実績を一覧表にまとめて報告すること。

7) 設備改修等に伴う経済産業大臣への届出および電力供給事業者等関連事業者への申込を速やかに実施すること。

8) 主任技術者変更に伴う経済産業局への申請、届出

- ①契約が締結された場合、委託期間に合わせて、受託者の責任において保安管理業務外部委託承認申請書ならびに保安管理規定届出書を作成し、経済産業局に提出するものとする。
なお、受託者が引き続き前年度と同一の者である場合にはこの申請、届出は必要ないものとする。
- ②上記①の申請が1ヶ月以内に承認得られなかった場合、または取消しになった場合は、委託者が一方的に契約を解除できるものとする。
- ③申請、届出に係る費用は、保安管理業務委託に含むものとする。

9) 提出書類

受託者は、本仕様書に定める各項目を遵守するにあたり、次に掲げる各書類を委託者に提出すること。

- ①「自家用電気工作物の保安管理業務外部委託の承認について」の写し
- ②当該施設における電気保安従事者名簿、主任技術者免状の種類・番号・取得年月、実務経験年数一覧表
- ③点検に必要な測定機器等の保有一覧表
- ④緊急時の連絡方法、連絡先（組織図等）
- ⑤主たる連絡場所から当該施設までの距離、到達時間、交通手段
- ⑥災害体制時のマニュアル

6. 点検報告

月次点検、年次点検の報告書を作成し、提出すること。

7. 長期継続契約

本契約は「甲府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る予算について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

8. その他

作業日程及びその他不明な点については、監督員と協議の上決定すること。

自家用電気工作物 委託事業場一覧表

No.	事業場名	事業場住所	需要設備		非常用予備発電設備			監視装置の種類	点検頻度
			受電設備電圧 (V)	受電設備容量 (KVA)	予備発電電圧 (V)	予備発定格容量 (KVA)	原動機種類		
1	甲府市山宮福祉センター	甲府市山宮町 3 8 3 - 1	6600	125	200	55	ディーゼル	絶縁監視装置	隔月
2	甲府市貢川福祉センター	甲府市徳行 3 - 1 2 - 1	6600	125	200	18	ディーゼル	絶縁監視装置	隔月
3	甲府市玉諸福祉センター	甲府市向町 5 6 8	6600	300	—	—	—	絶縁監視装置	隔月
4	甲府市相川福祉センター・相川悠遊館	甲府市古府中町 6 0 1 9	6600	175	—	—	—	絶縁監視装置	隔月
5	甲府市上九の湯ふれあいセンター	甲府市古関町 1 1 7 4	6600	300	—	—	—	絶縁監視装置	隔月

点検項目

対象設備等		月次点検	年次点検
引込設備	区分開閉器 引込線 支持物 ケーブル 等	<外観点検> ・電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 ・電線と他物との離隔距離の適否 ・機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 ・接地線等の保安装置の取付け状態 <測定> ・電圧、負荷電流測定 ・B種接地工事の接地線に流れる漏れ電流測定	<外観点検> ・左記の外観点検項目 ・変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領(内規)」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかの確認 <測定> ・左記の測定項目 ・絶縁抵抗測定 ・接地抵抗測定 <試験> ・保護継電器の動作特性試験 ・保護継電器と遮断器の連動動作試験
受電設備	断路器 電力用ヒューズ 遮断器 高圧負荷開閉器 変圧器 コンデンサ及びリアクトル 避雷器 計器用変成器 母線 等		
受・配電盤			
接地工事	接地線 保護管等		
構造物	受電室建物 キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等		
非常用予備発電装置	原動機 発電機 始動装置 等	<外観点検> ・電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 ・機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 ・接地線等の保安装置の取付け状態	<外観点検> ・左記の外観点検項目 <測定> ・絶縁抵抗測定 ・接地抵抗測定 <試験> ・保護継電器の動作特性試験 ・保護継電器と遮断器等の連動動作試験 ・自動始動・停止試験 ・運転中の発電電圧及び発電電圧周波数(回転数)の異常の有無
蓄電池設備		<外観点検> ・電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 ・配線の取付け状態及び過熱の有無 <測定> ・蓄電池電圧測定	<外観点検> ・左記の外観点検項目 <測定> ・左記の測定項目 ・蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度測定
負荷設備	配線 配線器具 低圧機器 等	<外観点検> ・電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 ・電線と他物との離隔距離の適否 ・機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 ・接地線等の保安装置の取付け状態	<外観点検> ・左記の外観点検項目 <測定> ・絶縁抵抗測定 ・接地抵抗測定

- ・月次点検とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものである。
- ・年次点検とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものである。
- ・臨時点検とは、電気事故その他異常の発生したときや、異常が発生する恐れがあると判断したときに点検を実施するものである。

委託事業場別緊急時対応時間表

緊急時の対応として、電気事故・故障が発生した場合、昼夜を問わず 2 4 時間対応で応急処置をするものとする。

No.	事業場名	事業場住所	事業場業務時間	対応時間について		備 考
				業務時間内の対応	業務時間外及び 休館日の対応	
1	甲府市山宮福祉センター	甲府市山宮町 3 8 3 - 1	○業務時間 ・ 8 時 3 0 分～1 7 時 3 0 分 （火曜日、水曜日、木曜日、金曜日、土曜日、日曜日） ●休館日 ・ 毎週月曜日 ・ 祝日（この日が月曜日の時は、翌日も休館） ・ 1 2 月 2 8 日から翌年 1 月 4 日まで。	・ 原則として 1 時間以内に到着し対応することができる体制を確立すること。 （留守番電話は不可）	・ 原則として 2 時間以内に到着し対応することができる体制を確立すること。 （留守番電話は不可）	
2	甲府市貢川福祉センター	甲府市徳行 3 - 1 2 - 1				
3	甲府市玉諸福祉センター	甲府市向町 5 6 8				
4	甲府市相川福祉センター・相川悠遊館	甲府市古府中町 6 0 1 9				
5	甲府市上九の湯ふれあいセンター	甲府市古関町 1 1 7 4	○業務時間 ・ 8 時 3 0 分～2 1 時 3 0 分 （月曜日、火曜日、水曜日、金曜日、土曜日、日曜日） ●休館日 ・ 毎週木曜日（その日が祝に当たる場合は、その前日） ・ 年末（2 6 日～3 1 日）	・ 原則として 1 時間以内に到着し対応することができる体制を確立すること。 （留守番電話は不可）	・ 原則として 2 時間以内に到着し対応することができる体制を確立すること。 （留守番電話は不可）	